小児慢性特定疾病医療費給付　継続申請のお知らせ

○ 現在お持ちの医療受給者証の有効期限は **令和５年９月３０日** までです。

○ １０月以降も引き続き医療給付を受けるためには **継続申請** が必要です。

◎**郵送での申請** または ★**事前予約し来所** をお願いいたします。

◎**郵送**　特定記録または簡易書留での郵送をお願いいたします。

★**来所**　電子申請またはお電話にて**予約**してください。
（感染症保健対策課 048-973-7531）

来所予約受付フォーム

予約なしで来所された場合、対応できないかお待ちいただくことがあります。

※ １８歳以上の方は、受給者証の有効期限終了後の新規申請はできません（継続申請は可能）。

※ 令和５年９月３０日までに２０歳に到達する方については、２０歳に到達する誕生日の前日までが受給対象期間となります

申請期間・申請先

期　間　**令和５年６月２０日（火）～７月３１日（月）必着**

※ 期限後は９月３０日まで継続申請が可能ですが、申請時期が遅くなりますと受給者証の交付が１０月以降となる可能性があります。

※ 現在お持ちの医療受給者証の記載内容に変更がある場合は、窓口での手続きが必要です。（P4「ご注意ください」（２）参照）

郵送先　〒３４３－００２３　越谷市東越谷１０－３１
越谷市保健所　感染症保健対策課　宛

※ 郵送上のトラブルについては、感染症保健対策課では一切責任を負えませんのでご了承ください。

※ 不足書類等の場合に連絡しますので、申請書の電話番号欄には日中連絡の取れる携帯電話番号等を記入してください。

審査方法・結果

- 小児慢性特定疾病対象基準に基づき、医師が記載した医療意見書の審査を行いますので、主治医の先生とよくご相談の上、申請してください。
- 不足書類がある場合、受給者証の交付が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】　越谷市保健所　感染症保健対策課
「保健センター」ではありませんのでご注意ください
ＴＥＬ　０４８－９７３－７５３１
ＦＡＸ　０４８－９７３－７５３４

必 要 書 類

全員が提出する書類

※書類は黒ボールペンで記入してください
（①③④⑤の書類は全員同封しています）

- □ ① 小児慢性特定疾病医療費支給申請書…個人番号（マイナンバー）は変更した場合のみ記入してください。
- □ ❷ 小児慢性特定疾病医療意見書（医師が作成。申請日の３か月以内に作成されたもの）
  …小児慢性特定疾病情報センターホームページ（http://www.shouman.jp）に、疾病別に788種類の様式があります。様式は配布しませんので、作成医療機関に依頼してください。
- □ ③ 医療意見書の研究等への利用についての同意書
- □ ④ 継続申請（郵送用）添付書類台紙（以下を貼り付け）
  （1）現在お持ちの医療受給者証のコピー
  （2）患者本人及び被保険者の健康保険証のコピー（生活保護受給者で保険未加入の方は除く）

該当する方のみ提出する書類

国民健康保険組合（土建国保、建設国保、医師国保等）の方、医療保険者が変更になった方は必ず提出してください。

- □ ⑤ 医療保険者への情報提供等についての同意書
- □ ⑥ 自己負担上限月額の算定に必要な書類
  ・・・P3「必要書類⑥：自己負担上限月額の算定に必要な書類」について　をご確認ください。
- □ ⑦ 高額療養費の所得区分照会に必要な書類（令和５年１月１日越谷市外在住の方）
  ・・・P3「必要書類⑦：高額療養費の所得区分照会に必要な書類」について　をご確認ください。
- □ ⑧ 特定疾病療養受療証の写し（血友病Ａ・Ｂの申請をする場合でお持ちの方のみ）
  ・・・お持ちの方は、⑦高額療養費の所得区分照会に必要な書類は不要です。
- □ ⑨ 医療保険の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
  ・・・お持ちの方のみ
- □ ⑩ 児童等の指定難病の受給者証、世帯員の小児慢性又は指定難病の受給者証の写し
  ・・・同一世帯（受診者と同じ公的医療保険に加入する人）に複数の医療費支給認定者がいる場合は、世帯内の負担が増えないようにするため、自己負担上限月額の按分が適用されます。
  同一世帯に小児慢性特定疾病や指定難病の受給者がいる場合は、受給者証のコピーを添付してください。（申請中の場合は申請書の写し）
- □ ⑪ 本人確認書類（マイナンバー関連）
  ・・・マイナンバーが変更となった場合のみ必要です。
  P4「必要書類⑪：本人確認書類（マイナンバー関連）」について　をご確認ください。
- □ ⑫ 成長ホルモン治療用意見書（継続）・・・ヒト成長ホルモン治療を行う場合のみ。

重症患者認定申請を行う方

※ 現在、該当されている方には書類を同封しています。
新たに申請される場合は HP からダウンロードしてください。

- □ ⑬ 重症患者認定申請書
  ・・・（1）医療意見書の「重症患者認定基準に該当」の方
  （2）「高額かつ長期」に該当する方。
  P3「必要書類⑥：自己負担上限月額本人確認書類」について　をご確認ください。

（例）医療意見書1ページ目

小児慢性特定疾病 重症患者認定基準に該当	する ・ しない ・ 不明

- □ ⑭ 人工呼吸器等装着者申請時添付書類
  ・・・人工呼吸器、体外式補助人工心臓等を装着されている場合
- □ ⑮ 身体障害者手帳、療育手帳等　・・・申請する疾病に関係するものがある場合

「必要書類⑥：自己負担上限月額の算定に必要な書類」について

◎「自己負担上限月額の算定に必要な書類」は、下表の分類ごとに必要な書類が異なりますのでご注意ください。

<table>
<tr><th colspan="2">分類</th><th colspan="2">必要書類</th></tr>
<tr><td colspan="2">「高額かつ長期」該当
月の医療費の総額（１０割分）が５万円を超えた月が１年間のうち６回以上ある方</td><td colspan="2">・自己負担上限月額管理票の該当ページのコピー
⑬重症患者認定申請書（「高額治療継続者」に〇）
①小児慢性特定疾病医療費支給申請書（「高額かつ長期」に〇）
※　申請月の翌月からの変更を希望する場合は窓口にて変更申請をしてください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令和5年1月1日時点で
越谷市
に住民登録されている方</td><td>国民健康保険（市町村国保）</td><td colspan="2">・必要書類なし</td></tr>
<tr><td>国民健康保険組合
（土建国保、建設国保、医師国保等）</td><td colspan="2">・受診者及び、医療費支給認定基準世帯員（受診者と健康保険証の記号・番号が同じ人）全員の課税（非課税）証明書（申請する年の１月１日時点で 16 歳未満だった世帯員の証明書は省略できる）</td></tr>
<tr><td>被用者保険
（全国健保協会〇〇支部、〇〇健保組合、〇〇共済組合等）</td><td colspan="2">・必要書類なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令和5年1月1日時点で
越谷市外
に住民登録されている方</td><td>国民健康保険
（市町村国保、土建国保、建設国保、医師国保等）</td><td colspan="2">・受診者及び、医療費支給認定基準世帯員（受診者と健康保険証の記号・番号が同じ人）全員の課税（非課税）証明書（申請する年の１月１日時点で 16 歳未満だった世帯員の証明書は省略できる）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被用者保険
（全国健保協会〇〇支部、〇〇健保組合、〇〇共済組合等）</td><td>受診者が被保険者の場合</td><td>受診者の課税証明書
（ただし、受診者本人が非課税の場合は、受診者本人分及び申請者の分）</td></tr>
<tr><td>受診者以外が被保険者の場合</td><td>被保険者の課税証明書
（ただし、被保険者が非課税の場合は、被保険者の分及び受診者の分及び申請者の分）</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護世帯</td><td colspan="2">・生活保護受給証明書（発行から３か月以内のもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td colspan="2">・支援給付に係る本人確認証</td></tr>
</table>

「必要書類⑦：高額療養費の所得区分照会に必要な書類」

※　令和５年１月１日時点で越谷市在住の場合は不要です。

◎「高額療養費の所得区分照会に必要な書類」は、下表の分類ごとに必要な書類が異なりますのでご注意ください。

<table>
<tr><th colspan="2">分類</th><th>必要書類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">令和5年1月1日時点で
越谷市外
に住民登録されている方</td><td>国民健康保険（市町村国保）</td><td>・必要書類なし</td></tr>
<tr><td>国民健康保険組合
（土建国保、建設国保、医師国保等）</td><td>・組合員及び当該世帯の被保険者全員の課税（非課税）証明書（令和５年度分）
（1/1 時点で 16 歳未満の場合省略可）</td></tr>
<tr><td>被用者保険
（全国健保協会〇〇支部、〇〇健保組合、〇〇共済組合等）</td><td>・被保険者の課税（非課税）証明書
（令和５年度分）</td></tr>
</table>

「必要書類⑪：本人確認書類（マイナンバー関連）」について

◎ マイナンバーが**当初の申請時と変更になった場合のみ**下記により手続きしてください。

分類	必要書類
郵送で申請を行う場合	アからウのいずれかをご提出ください。 ア　マイナンバーカード（個人番号カード）の写し※表裏 イ　通知カードの写し　＋　本人の身元確認書類 ウ　番号確認書類　＋　本人の身元確認書類
申請者本人が窓口で申請を行う場合	アからウのいずれかをご提示ください。 ア　マイナンバーカード（個人番号カード） イ　通知カード　＋　本人の身元確認書類 ウ　番号確認書類　＋　本人の身元確認書類
申請者の代理人が窓口で申請を行う場合	・代理権確認書類（委任状） ・代理人の身元確認書類 ・本人の番号確認書類

ご注意ください

（１）**複数の疾病**の申請をする場合には、**疾病ごとに意見書**が必要です。

（２）受給者証の**記載内容に変更がある場合**は継続申請の手続き以外に**変更手続き**が必要です。事前予約の上、受給者証を持参し窓口で手続きをしてください。
（郵送での手続きを希望される場合は事前にご連絡ください。）

- 住所・氏名の変更
- 加入する医療保険の変更（住所・氏名の変更で医療保険が変更となった場合を含む）
  ※ 高額療養費の所得区分照会に係る書類が必要となります。

（３）１０月１日（日）以降の申請は新規申請扱いとなり、受給者証の有効期間の始期は感染症保健対策課が申請書を受け付けた日からとなります。１８歳以上の方は新規申請ができませんので、ご注意ください。

（４）民法改正により１８歳以上の方は本人が申請者となります。本人以外が申請する場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。

◎ 小児慢性特定疾病医療給付申請に必要な書類は、越谷市ホームページからもダウンロードできます。

越谷市　小児慢性　継続申請　検索
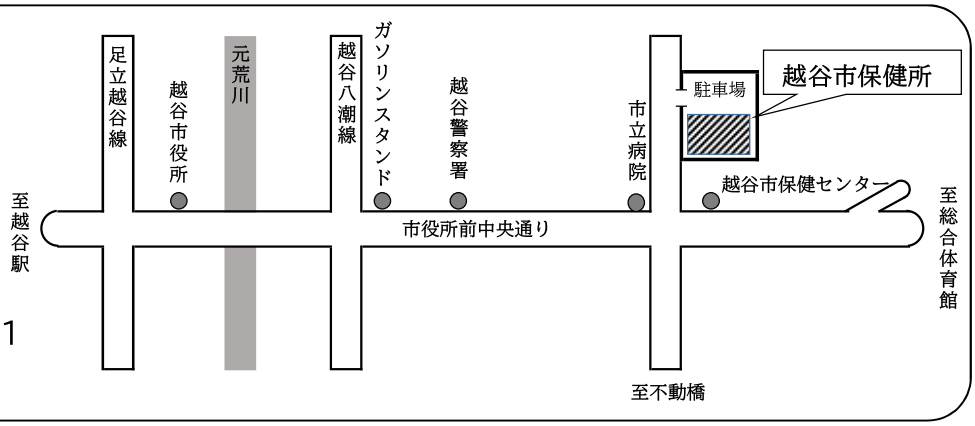
【問合せ・提出先】
〒３４３－００２３
越谷市東越谷１０丁目３１番地
越谷市保健所
感染症保健対策課
ＴＥＬ：０４８－９７３－７５３１